

3市（行田市、加須市及び羽生市）

1 商工会議所（行田）、3 商工会（加須市商工会、羽生市商工会及び南河原商工会）
3 大学（埼玉純真短期大学、平成国際大学及びものづくり大学）の連携協力協定書

標記の3市、1商工会議所、3商工会、3大学（以下、総称して「協定当事者」といい個別には「各当事者」という。）は、3市の圏域特性及び各当事者の特色や資源を活かし、高等教育等の教育及び地域連携活動（以下、総称して「本活動」という。）に際しての産学官の協力促進のため、この連携協力協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

なお、本協定は、協定当事者間において締結している既存の協定等の効力に影響を及ぼすものではない。

第1条 本協定は、協定当事者相互の本活動における協力の促進を図り、もって3市の地域の教育環境の充実、地域産業等の活性化と各当事者の発展に寄与することを目的とする。

第2条 協定当事者は、各当事者の自主と平等互惠の精神を尊重し、友好協力関係の発展に努める。

第3条 協定当事者は、第1条の目的を達成するため、次の内容の本活動を実施する。

- (1) 市民、学生、教職員等の相互交流
- (2) 地域連携の促進
- (3) 協定当事者全体及び複数各当事者で取組む教育環境の充実及び本活動の協力
- (4) その他本協定の目的に付随する活動

第4条 前条の本活動を円滑に推進するため、協定当事者は連携推進会議を設置する。

2 連携推進会議に関する必要事項は、連携推進会議においてこれを定める。

第5条 本協定の実施に伴う必要経費は、原則として、本活動に関わる各当事者がそれぞれ負担する。

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間の満了の1か月前までに各当事者から他の協定当事者に対する解約の書面による通知がない限り、本協定は、その後3年毎に更新されるものとする。

第7条 本協定の改廃等は、各当事者からの提案により、第4条に定める連携推進会議の議を経て行う。

本協定の証として、本協定書10通を作成し、各当事者はそれぞれ各1通を保有する。

令和2年11月12日

行田市本丸2番5号

行田市長

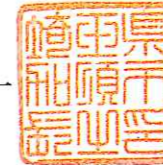
石井 直彦



加須市三俣2丁目1番地1

加須市長

大橋 良一



羽生市東6丁目15番地

羽生市長

河田 晃明



羽生市下岩瀬430番地

埼玉純真短期大学学長

藤田 利久



加須市水深大立野2000

平成国際大学学長

柏木 俊彦



行田市忍2丁目1番8号

行田商工会議所会頭

細井 保雄



加須市中央1丁目11番41号

加須市商工会会長

真中 紀



羽生市中央3丁目7番5号

羽生市商工会会長

荒木 秀雄



行田市大字南河原921番地6

南河原商工会会長

山本 栄治



行田市前谷333番地

ものづくり大学学長

赤松 明

